

第 3 3 5 回

静岡県内水面漁場管理委員会



議 事 録



令和 6 年 5 月 2 3 日

## 第335回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和6年5月23日(木) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡中央ビル 5階 第1会議室  
(静岡市葵区追手町9番18号)
- 3 議事内容
  - (1) 仁科川非出資漁業協同組合(内共第7号)遊漁規則の変更について 資料1
  - (2) 狩野川漁業協同組合(内共第8号)遊漁規則の変更について 資料2
  - (3) 安倍藁科川漁業協同組合(内共第14号)遊漁規則の変更について 資料3
  - (4) 原野谷川非出資漁業協同組合(内共第19号)遊漁規則の変更について資料4
  - (5) その他
    - ア その他の事項について
    - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	後藤 充宏	大石真衣子	古畑 恵子	平野 國行
	服部乃利子	和泉 誠	秋山 信彦	関 いずみ
	牧野 悠輔			
水産・海洋局	山下 啓道			
水産資源課	伊藤 円	安倍 基温	日吉 菜々子	
- 5 欠席者氏名 森田 禮治

○伊藤課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第335回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

なお、本日は森田委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

開会前に一点、お伝えすることがあります。事前にお送りした資料では、議事5の規則制定に関する諮問事項がありましたが、他にも改正する事項がありましたので今回の委員会ではなく次回以降の委員会で諮問を行うことになりました。そのため、本日は4つの議事となりますので、御承知おきください。

それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。

○平野会長 皆さんこんにちは、会長の平野です。それぞれ御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日も最後までスムーズな進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。

○平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、関委員と和泉委員をお願いいたします。

○伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。

○平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「仁科川非出資漁業協同組合(内共第7号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。仁科川非出資漁業協同組合(内共第7号)遊漁規則の変更について(諮問)です。資料1の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、禁漁区域の拡大です。河川改修によって河川環境が産卵に適した小砂利化が進んでいき、現在の禁漁区よりも下流域であゆの産卵が増加しました。このあゆの増殖を保護するため、現在遊漁規則で設定されている産卵期の禁漁区域を広げる変更を行います。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。産卵期の禁漁ということで、11月1日から11月30日まで、全魚禁漁としていますが、現在の岩谷戸堰堤から築地橋上流起伏堰までの区域を、岩谷戸堰堤から河口までの区域に拡大します。4ページを御覧ください。仁科川の地図になります。左下が河口

で右上が上流になります。丸いピンが印となっているのが、上流側から岩谷戸堰堤、築地橋上流起伏堰、河口となります。築地橋上流起伏堰から河口までの区域が、禁漁区域に追加されます。次の5ページを御覧ください。参考になりますが、静岡県漁業調整規則の第40条第1項に禁漁について規定されております。仁科川も10月11日から11月15日までの間、築地橋の上流端から河口までの区域が禁漁となっております。

1ページにお戻りください。Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、仁科川非出資漁業協同組合（内共第7号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

なお、下に根拠法令を記載しています。漁業法第170条第3項より、遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また同条第4項には、遊漁規則変更の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとなっております。6ページと7ページを御覧ください。6ページは仁科川非出資漁業協同組合から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、7ページは県知事から委員会会長に宛てた遊漁規則変更認可申請についての諮問文書になります。

1ページにお戻りください。同条第5項より、都道府県知事は、遊漁を不当に制限するものでないこと、かつ、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものである場合には、遊漁規則の認可をしなければならないとなっております。2ページを御覧ください。「遊漁規則の作成及び認可について」の水産庁長官通知より、「遊漁を不当に制限する」とは、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限度の制限にとどまらない制限と解されます。したがって、①組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではない。②水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者数を制限する必要性があり、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具・漁法の使用を禁ずることは不当ではない。③組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当である。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当である。④従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当である。という判断になります。3ページを横にして御覧ください。上段が行使規則、下段が遊漁規則の新旧対照表です。行使規則、遊漁規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。規則変更による行使規則で組合員に課す一般制限と、遊漁規則で遊漁者に課す一般制限は同じであり、水産庁長官通知の①に当たると判断します。また、今回の変更内容は、水産動植物の繁殖保護を目的とした禁漁区域の拡大であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

- 平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 秋山委員            5ページの調整規則で仁科川は10月11日から11月15日まで禁漁と設定されていますが、遊漁規則で30日まで重ねて禁漁になる、ということの良いのでしょうか。
- 日吉主事            遊漁規則でも重ねて規制をする、ということになります。
- 平野会長            御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同            異議なし
- 平野会長            ありがとうございます。それでは、議事の（1）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長            続きまして、議事の（2）は「狩野川漁業共同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事            続いて、議事2について説明させていただきます。資料2をご覧ください。狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について（諮問）です。資料2の1ページを御覧ください。
- Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、3点となります。まず、1のあゆ漁業の期間統一です。狩野川支流の柿田川におけるあゆ漁業の餌釣漁法の期間について、これまであゆが1月以降に、本流より水温の高い柿田川に集まっていたが、近年それが見られなくなりました。そのため本流に合わせた期間に統一する変更を行います。次に、2のにじます漁業の期間統一です。にじます漁業のフライ・テンカラ・ルアー釣漁法について、柿田川を除く全川の期間をにじます漁業の機会増大のため、他漁法と合わせた期間に統一する変更を行います。また、表記が重複している区域について、表記整理の変更を行います。最後に、3の表記整理です。にじます漁業の餌釣の区域について、表記が重複しているため表記整理の変更を行います。
- 続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1のあゆ漁業の期間統一について。柿田川でのあゆ漁業の餌釣漁法の期間について、1月31日までだったものを、12月31日までに変更します。表の下の欄にあります、狩野川本流での期間も12月31日までであり、あゆ漁業の餌釣漁法で期間が統一されることとなります。次に、2のにじます漁業の期間統一です。まず、柿田川を除く全川のにじます漁業のフライ・テンカラ・ルアー釣漁法の期間について、5月19日までだったものを、10月31日までに変更します。次のページ、3の表記整理にあるにじます漁業の餌釣漁法の期間も10月31日までであり、にじます漁業で

期間が統一されることとなります。またこの変更により、柿田川を除く全支流、但し大見川は梅木発電取水口より上流域、持越川は大堰堤より上流域、黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る区間が5月20日から10月31日までの期間遊漁を行える内容と、黄瀬川（鮎壺の滝より上流域に限る）区間が10月1日から10月31日までの期間遊漁を行える内容が含まれることになるため、この項目を削除します。最後に、3の表記整理です。2ページを御覧ください。にじます漁業の餌釣漁法について、同じ期間であるのに、黄瀬川と全川（黄瀬川を除く）と分かれて記載されていたため、全川とまとめた表記にします。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

また、下に根拠法令を記載しています。この根拠法令、また、水産庁長官通知の内容については、議事1で説明した内容と同様になります。9ページと10ページを御覧ください。9ページは狩野川漁業協同組合から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、10ページは県知事から委員会会長に宛てた遊漁規則変更認可申請についての諮問文書になります。また、4ページを横にして御覧ください。遊漁規則の新旧対照表になります。また、6ページからは行使規則の新旧対照表となります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。今回の変更は、水産動植物の保護や機会拡大のための期間統一、規則の表記整理であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

- 平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 後藤委員            あゆに関してですが、1月31日までだったのが今回の変更で12月31日までに短くなりますが、これは釣れないからということですか。
- 日吉主事            柿田川であゆがいなくなってしまったため、本流と合わせた期間にして管理していこうという変更になります。
- 後藤委員            あゆがいなくなった理由はなんでしょうか。温暖化のせいでしょうか。
- 伊藤課長            柿田川は湧水で水温が一定であり、冬でも水温が下がらなかったためであゆが本流から避難するような形でいましたが、本流の水温が高くなり冬でも温度差がなくなったためにあゆが柿田川に行かなくなった、環境の影響があるようです。
- 後藤委員            遊漁期間が短くなるのは、保護する意味合いがあるのでしょうか。
- 伊藤課長            期間が複雑になっていたため、単純化や統一化することが目的であると聞いています。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（３）「安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、議事3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更について（諮問）です。資料3の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容について、まずは1の中学生以下の釣専用区の廃止です。中学生以下の子どもたちの釣人口の減少が著しく、現在設置している専用区において子どもたちが釣りをしている姿を見ることが無くなりました。現状を鑑みて、中学生以下の釣専用区を廃止する変更を行います。そして、2の遊漁区間の変更です。中学生以下の釣専用区の廃止に伴い、遊漁者の増加を図るために遊漁区間を拡大する変更を行います。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1の中学生以下の釣専用区の廃止です。遊漁規則第3条の第3項の内容を廃止します。これは、組合員と一般遊漁者は入川禁止とし、中学生以下のみの釣専用区についての規定です。全魚種を第3条で規定している漁具・漁法、期間で遊漁を行えます。また、区域は安倍川の静岡市葵区野田平の野田平公園前100mの区域と、静岡市葵区平野の平野橋上流端より上流100mの区域になります。5ページを御覧ください。安倍藁科川漁業協同組合の漁場の地図になります。真ん中にある新東名より上の右側、下流側の丸が野田平公園前100mの区域、上流側の丸が平野橋上流端より上流100mの区域になります。この中学生以下の釣専用区を廃止します。1ページに戻っていただいて、次に2の遊漁区間の変更です。あゆ漁業の餌釣、毛針釣について遊漁区間を変更します。安倍川での区間が、中学生以下の釣専用区が設置されていたことにより、平野橋上流端より上流100mから上流大河内えん堤の区域（ただし、支流は除く）となっていました。平野橋上流端から大河内えん堤の区域（ただし、支流は除く）に変更します。

2ページを御覧いただいて、最後にIIIの諮問の内容です。今回の諮問内容は、安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

下に根拠法令を記載しています。この根拠法令、また、水産庁長官通知の内容については、議事1で説明した内容と同様になります。6ページと7ページを御覧ください。6ページは安倍藁科川漁業協同組合から県知事に宛てた遊漁規則変

更認可申請書、7ページは県知事から委員会会長に宛てた遊漁規則変更認可申請についての諮問文書になります。3ページを横にして御覧ください。遊漁規則の新旧対照表です。また4ページは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。今回の変更内容は、現状を鑑みた専用区の廃止と、それに伴う遊漁区間の拡大のため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

- 平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 関委員             子どもが釣りをしなくなっているということが、これから先の遊漁を考えると大きな問題であると感じます。川と親しむ、魚を釣る楽しさとかを子どもの時から体験すると、大人になっても川に親しんでもらえると思いますが、関わらないと川を大事にするとかの関心が薄れてしまいます。小さい頃から体験することの楽しさを伝えられるようなプランがあると良いな、と思いました。
- 服部委員           子どもがいない、とのことですが根拠のようなものはありますか。
- 日吉主事           専用区近くの学校が廃校になってしまったりと、地域として子どもが減少しているとのことです。
- 服部委員           他の漁協では、子どもの専用区があるのでしょうか。
- 日吉主事           今すぐには分かりません。子ども料金を設定している漁協はあります。
- 大石委員           中学生が全く釣りをしなくなったというわけではないですが、どうしても釣りが親御さんと一緒に週末に行くような感じになっています。そうすると、自転車で行って皆でやるような地域の釣りが無くなって、車で行っているのだと思います。川に親しむ、ということで何か取組ができればと思います。
- 和泉委員           安倍藁科川漁協の、特にあゆ漁業での中学生以下の遊漁料はどうなっているのでしょうか。
- 日吉主事           中学生以下は無料となっています。
- 和泉委員           専用区が無くなってしまおうと、ますます子どものあゆ釣り人口が減ってしまうのではないかという問題はありますね。
- 平野会長           高校生以下は遊漁料無料という漁協はいくつかあります。小さな遊漁者が増える対策を取り入れていただきたいと思います。



- 古畑委員            中学生以下の釣専用区、野田平の方は、遊漁できるエリアになったということでしょうか。
- 日吉主事            平野橋の方の区間については、あゆ漁業の餌釣・毛針釣における区間の区切りになっていたため変更を行っています。他は、〇〇橋から上流の区域、のような記載になっており、平野橋が区間の基点となっているものではありません。中学生以下の釣専用区となる条項を削除するため、釣専用区で中学生以下ではない遊漁者も遊漁を行えるようになります。
- 伊藤課長            第3条第1項で野田平については記載が無いため、遊漁区間の変更には挙げていないということです。
- 山下局長            概要の説明としては、第3条第1項については跳ね返りで当該部分の記載がなくなるということです。説明の仕方が良くなかったのかもしれませんが、そういう考えで説明しております。
- 平野会長            御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(3)でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同            異議なし
- 平野会長            ありがとうございます。それでは、議事の(3)については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長            続きまして、議事の(4)は「原野谷川非出資漁業協同組合(内共第19号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事            それでは、議事4について説明させていただきます。資料4をご覧ください。原野谷川非出資漁業協同組合(内共第19号)遊漁規則の変更について(諮問)です。資料4の1ページを御覧ください。  
Iの経緯を説明します。遊漁規則の変更内容の1は、キャッチアンドリリース区間の変更です。前回、第334回委員会でも説明をしましたが、漁業権切替えにあたり全川全期間キャッチアンドリリースとする行使規則、遊漁規則を定めました。しかし、これは漁業を営むことが出来ない、漁業権の意味を成さない不適切な内容であるため、速やかに変更手続を行うこととなっていました。そのため、釣った魚を持ち帰り可能な区間を定めて、キャッチアンドリリース区間を限定的に設定する変更を行います。2はにじます漁業の表記整理です。通常のにじます漁業と、冬季にじます特別区について、期間と料金が重複しており、分かりにくくなっていました。そのため、にじます漁業について表記を整理する変更を行います。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1のキャッチアンドリリース区間の変更について。第3条の表と条文について、下線部分を追記します。表から、イ欄の漁業の方法は、あまご漁業、にじます漁業どちらも「餌釣」を追加します。ウ欄の総数又は規模は、「餌釣は、シングルフックで1本までとする。」を追加します。エ欄の区域は、「ただし、餌釣は原野谷川ダムより下流の区域に限る。」を追加します。また、第2項では、「第1条に定める漁場の」のあとに「内原野谷川ダムより上流の」を追加します。8ページを御覧ください。原野谷川の地図になります。左下のポイントが基点であり、そこから上流の原野谷川が漁場区域になります。塗りつぶされた丸が原野谷川ダムになります。そこから上流があまごとにじますのキャッチアンドリリース区間となります。また、真ん中が空いている丸を3つ示していますが、その真ん中のキャンプ場堰堤から上流までの区間は、漁業権切替え前の規則であまごのキャッチアンドリリース区間として設定されていました。残り2つの丸、下流側の原野谷川ダム流れ込みから、上流側笠掛堰堤までの区間は、漁業権切替え前も今回の変更後も変わらず、冬季にじますのキャッチアンドリリース区間として設定されています。

Ⅱの概要説明に戻ります。続いて、2ページを御覧ください。2の冬季にじます特別区の表記整理についてです。まず、にじます漁業の期間について、先ほど説明した第3条の表のオ欄、期間が1月1日から12月31日までだったのを、二重下線で示しています3月1日から10月31日までに変更します。これは、第4条で規定されている冬季にじます特別区の期間である11月1日から2月末日までが、重なっていたことによる変更となります。また、遊漁料について、第6条の条文に「なお、表中の1年とは、3月1日から10月31日までをいう。」という下線部分を追記します。冬季にじます特別区の料金については、第6条第2項で定めています。参考として、改正後の遊漁規則全文を9ページから確認することが出来ます。10ページの第4条に冬季にじます特別区の設置について記載があり、原野谷川ダムから上流、笠掛堰堤までの区域、11月1日から2月末日までの期間、第2項では第3条第2項の規定が適用される、キャッチアンドリリース区間であることが規定されています。

2ページにお戻りください。Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

なお、下に根拠法令を記載しています。この根拠法令、また、水産庁長官通知の内容については、議事1で説明した内容と同様となります。18ページと19ページを御覧ください。18ページは原野谷川非出資漁業協同組合から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、19ページは県知事から委員会会長に宛てた遊漁規則変更認可申請についての諮問文書になります。4ページと5ページを御覧ください。遊漁規則の新旧対照表です。また、6ページと7ページは、行使規則の新旧対照表となっております。行使規則、遊漁規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。13ページからは、漁業権切替え前の規則と今回の変更の新旧対照表を参考として付けてあります。今回の変更内容は、漁業を営むための限定的なキャッチアンドリリース区間の設定と

表記整理であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。  
それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

○平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長            キャッチアンドリリースだけでは、漁業ができないためであるということですね。組合員の漁業従事日数が達成できなくなるということでしょうか。

○日吉主事            キャッチアンドリリースでは漁業を営めない、ということになります。

○和泉委員            どこの河川もキャッチアンドリリースが流行りだして、遊漁者が来るようになったり、収入が上がったりしている部分はあると思います。ですが、自分の考えですが、魚を釣って持ち帰りたいたいと思っていて、それが喜びであるんですよね。

○平野会長            キャッチアンドリリースをすると、人気がありますし、放流代も安くなり漁協経営に役立つので、漁協が取り入れてるのでしょうか。しかし、大会等で持ち帰りを認めると、参加者が急増することもあります。天竜川漁協で開催した大会はそうでした。遊漁者のニーズを把握しながら、やっていくことが大事だと思います。

○大石委員            持ち帰って、調理をすることを楽しみにしている方もいらっしゃいます。最近はそのYouTubeにアップしているものもあります。子どもたちも、親と一緒に釣って、持ち帰って食べて、また釣りたいなという気持ちになっていることもあります。なので、持ち帰りとりリリース区間を棲み分けて、上手く行っていくことが希望です。

○平野会長            持ち帰りできる場所があると、配る用に沢山釣ってしまう、という問題もあります。そのため、採捕制限も検討しているような状態です。状況を見て、柔軟に対応していくことが大事だと思います。厳しい規則ばかりですと、遊漁者も減ってしまいます。

最近の遊漁者は、その場で捌いて持ち帰る場合もありますので、そのような対応も必要になります。

○平野会長            御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（４）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同            異議なし

○平野会長            ありがとうございます。それでは、議事の（４）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長            続きまして、議事の（５）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の

事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事           事務局からその他の事項については、特にございません。

○平野会長           続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事           次回開催日程について連絡します。次回の開催は8月中下旬を予定しています。また日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○平野会長           ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長           特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。

○平野会長           特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。

○伊藤課長           平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第335回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 6 年 6 月 13 日

議 長

平野國行



令和 6 年 6 月 20 日

議事録署名人

関 ひとみ



令和 6 年 7 月 3 日

議事録署名人

和泉 誠





因



知



知

